

★ 平成 28 年 10 月から、 被保険者の「兄弟」の被扶養者認定の同居要件 がなくなります。

● 改正の内容 ●

被保険者の「兄弟」を被扶養者として認定する「同居」要件が撤廃され、別居する被保険者の「兄弟」も被扶養者の対象範囲となります。

これまでの
認定要件

下記①、②の要件を満たす方は、被扶養者認定申請ができます。

- ①同居している
- ②主として被保険者により生計維持されている



平成 28 年 10 月
からの認定要件

下記①、②の要件を満たす方は、被扶養者認定申請ができます。

- ①同居している、別居している のいずれも可能
- ②主として被保険者により生計維持されている

※被保険者と同一世帯に属していない（別居）場合には、被保険者からの送金により、生計維持されていることが必要です。

～ 新制度 Q&A ～

Q：被保険者と別居している実姉を被扶養者にしたいのですが、
どのような条件がありますか？

A：主として被保険者により生計を維持されていることが必要となり、収入要件の判断基準は以下のとおりとなります。

【収入要件とは・・・】

年間収入が130万円未満（60歳以上、または厚生年金保険法の障害年金が受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）で、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

ただし、被保険者と同一世帯に属していない場合、被扶養者の年間収入額が被保険者の援助による収入金額（被保険者からの仕送り額）より少ないこと。

*同一世帯に属していない被保険者の父母などの直系尊属や孫、兄弟姉妹については、被保険者からの送金により、生計維持されていることが必要です。

※被扶養者認定申請に伴う添付書類については、

ジェイティ健保ホームページ【人生・生活の転帰の時-新たに家族（被扶養者）が増えた】をご参照ください。

被扶養者認定申請書（*必要事項をご記入、捺印）および添付書類をご用意いただき、事業主経由（任意継続被保険者の方は直接）で、すみやかにジェイティ健保へご提出してください。